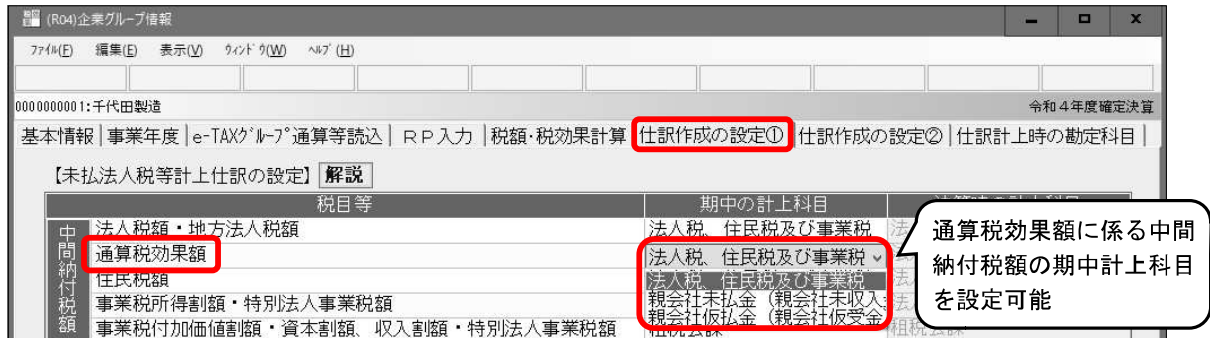


(注) 当期の税額計算と税効果計算の方法にしたがって、以下のとおり、[グループ通算の採用]区分を選択します。

行	当期の税額計算	税効果計算	[グループ通算の採用]
1	グループ通算	グループ通算	[グループ通算を採用済]を選択
2	単体納税	グループ通算	[次年度からグループ通算を採用]を選択
3	単体納税	単体納税	[未採用]を選択

②[仕訳作成の設定①]タブ 税額・税効果 [2022年07月版]

令和4年4月1日以後に開始する事業年度の場合は、中間納付税額に係る税日の仕訳設定について、「連結法人税個別帰属額等」から「通算税効果額」に変更しました。

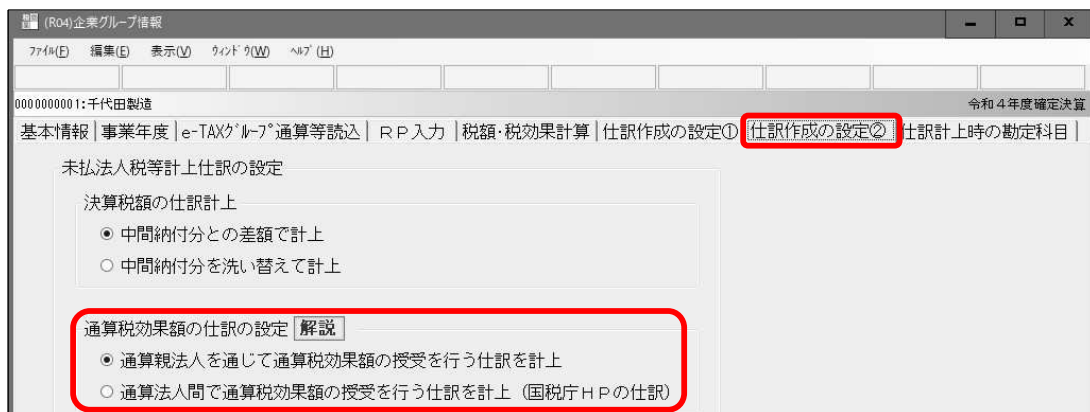


(注) [仕訳計上時の勘定科目]タブで、勘定科目名を変更できます。

③[仕訳作成の設定②]タブ 税額・税効果 [2023年02月版]

[2022年07月版]では、「グループ通算制度に関するQ & A」(国税庁HP)で示された「通算法人間で通算税効果額の授受を行う仕訳を計上する方法」に基づいて、通算税効果額に係る仕訳を計上できるようにしました。

これに加え、[2023年02月版]では、連結納税制度を適用している場合と同様に「通算親法人を通じて通算税効果額の授受を行う仕訳を計上する方法」で通算税効果額に係る仕訳を計上できるようにしました。



(注) 通算税効果額に係る期中計上科目は、以下のとおりです。なお、上記の[通算税効果額の仕訳の設定]区分を変更した場合は、その変更した区分の期中計上科目で仕訳が計上されます。

通算親法人を通じて通算税効果額を授受する場合	通算法人間で通算税効果額を授受する場合
親会社未払金	未払金(通算税効果額)
親会社未収入金	未収入金(通算税効果額)
親会社仮払金	仮払金(通算税効果額)
親会社仮受金	仮受金(通算税効果額)
子会社未払金	
子会社未収入金	
子会社仮払金	
子会社仮受金	

(参考) 通算税効果額に係る仕訳例

■確定決算時の税額計算

	親会社	子会社 A	子会社 B	合計
法人税額	5,600	3,800	0	9,400
通算税効果額	1,400	930	△2,330	0

(注) 通算税効果額の支払額はプラス、受取額はマイナス(△)で表示しています。

■通算親法人を通じて通算税効果額の授受を行う仕訳を計上する方法

会社の区分	仕訳			
親会社	(借) 子会社未収入金	930	(貸) 法人税、住民税及び事業税	930
	(借) 法人税、住民税及び事業税	2,330	(貸) 子会社未払金	2,330
子会社 A	(借) 法人税、住民税及び事業税	930	(貸) 親会社未払金	930
子会社 B	(借) 親会社未収入金	2,330	(貸) 法人税、住民税及び事業税	2,330

■通算法人間で通算税効果額の授受を行う仕訳を計上する方法

会社の区分	仕訳			
親会社	(借) 法人税、住民税及び事業税	1,400	(貸) 未払金(通算税効果額)	1,400
子会社 A	(借) 法人税、住民税及び事業税	930	(貸) 未払金(通算税効果額)	930
子会社 B	(借) 未収入金(通算税効果額)	2,330	(貸) 法人税、住民税及び事業税	2,330

(2) [102. 会社情報] メニュー [2022年07月版]

令和4年4月1日以後に開始する事業年度の場合は、以下のとおり画面を変更しました。

①[基本情報] タブ **共通**

各区分の名称を「連結納税グループ」から「通算グループ」に変更するとともに、[連結納税の開始・加入時の「連結子法人の種類」]区分を削除しました。

【改訂前】

令和4年4月1日以後に開始する事業年度の場合は、区分を削除